

平成29年2月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 3
地域振興県土警察常任委員会.....	1 7

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 29年ー 1 (28. 11. 29)	総 務	鳥取県非常勤職員及び臨時的任用職員の雇用条件改善 及び非常勤職員等の処遇改善に必要な法整備と予算措 置を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 29年ー 7 (29. 2. 20)	元気づくり	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 (案)」の今国会での成立を求める意見書の提出について	鳥取市 個人 外	
総 29年ー 8 (29. 2. 22)	総 務	「テロ等組織犯罪準備罪」(共謀罪)法案を提出しない ことを求める意見書の提出について	安保関連法に反対するママの会@とっとり	
総 29年ー 9 (29. 2. 22)	総 務	テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する意 見書の提出について	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 29年ー 2 (28. 12. 15)	福祉保健	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR整備推進法）の廃止を求める意見書の提出並びにギャンブル依存症対策の推進について	倉吉市 個人	
福 29年ー 5 (29. 1. 30)	福祉保健	いわゆる整体・リフレクソロジー等に係る事業所における医師法等の遵守及び国に対し関係法令・ガイドラインの整備を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 29年ー 3 (28.12.15)	地域振興	オスプレイの墜落に抗議する意見書の提出について	倉吉市 個人	
地 29年ー 4 (29.1.19)	地域振興	沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出について	鳥取県労働組合総連合	
地 29年ー 6 (29.2.7)	警 察	県警における職務規律の維持と、各所属に対し県民への誓いの遵守徹底を求めること等について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 1 (28. 11. 29)	総 務	鳥取県非常勤職員及び臨時的任用職員の雇用条件改善及び非常勤職員等の処遇改善に必要な法整備と予算措置を求める意見書の提出について ▶陳情理由 総務省の調査では、2008 年から 4 年間で、地方自治体における非常勤職員、臨時的任用職員は 10 万人増えて 60 万人になった(総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果について」)。自治労の調査では、さらに多く 70 万人と推計している。すなわち、公務員の 3 人に 1 人が「非正規公務員」という状態である。 非正規公務員の数が増え続け、組織の核となる基幹的な業務も非正規が担わされる。しかしながら、公務員と言いながら、身分はいつでも雇い止めされるという不安定さで、退職金も出ない。これでは、安心して生活し、将来に向けて貯蓄し、結婚をしたり子どもを育てるなどの人生設計が困難になる。 2012 年に 1090 万人ほどであった年収 200 万円未満のワーキングプアは、2014 年に 1139 万 2 千人に増えたとされる。非正規職員、非正規公務員が急速に増えているのは、予算が限られる中で正規公務員は増やせないため、公務員の定数にカウントされない非正規公務員を増やし、これに基幹業務を担わせることで対処してきたからである。 鳥取県においては、一般職の非常勤職員の場合、月収は約 14 万円。臨時的任用職員の場合、約 12 万円。事務補助職の場合、約 10 万円。これから各種保険料や公租公課を引けば、前者の場合、手取りは 2 万円ほど落ちるはずである。となると、実質の年収は 100 万円強になるであろう。これで生活できるのだろうか。また、非常勤職員は 1 年ごとの更新を原則とし、更新の期限は 5 年までとされているようである。しかし、これでは、当該従業員は 1 年ごとに解雇される不安を抱えながら勤務せね	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		ばならず、5年たつてようやく人材が育ってきた頃に退職してしまうため、人材育成やノウハウの蓄積の観点から総合してみると、県やその背後にいる県民のためにならない。労働者の生活を保障する観点からは、地方公共団体が率先して非常勤職員を削減し、また雇用条件を改善し、本当に県にとって基幹となる業務については正職員を雇い、それに業務を担わせることが必要である。 なお、上記は4月1日任用の場合であり、例えば4月2日であるとか、10月1日に任用されて3月末日まで勤務した場合、5年までの更新が適用されず、最大でも1年勤務となる規定もあるようである。 2013年には労働契約法が改正された。有期の労働契約が繰り返し更新され、これが通算5年を超えたときは、労働者の申し出により無期労働契約に転換できるというルールが整備された。通常であれば、最短で2018年に雇用期間が5年を超えた労働者は、希望すれば無期契約に転換できるようになる。県においては元々5年が上限となっており、彼らが5年以上勤務したあかつきには、正職員、准正規職員に転換するなどして、処遇を改善することが必要である。 ▶陳情趣旨 鳥取県における非常勤職員等の雇用条件を改善し、また非常勤職員等の処遇改善について、必要な法整備と予算措置が講ぜられるべく、厚生労働省など国の関係省庁に対し意見書を提出すること。		
29年－7 (29. 2. 20)	元気づくり	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（案）」の今国会での成立を求める意見書の提出について ▶陳情理由 我が国では、一昨年「女性の活躍推進法」が成立し、雇用・職場における具体的な取組が始まった。 今後はますます女性の力が発揮されることを期待している。 しかしながら、日本の女性が参政権を得て70年が経ちなが	個人 (鳥取市 個人 (倉吉市 外2名	

総務教育常任委員会・陳情

		らも、政治分野での女性の活躍はアジア諸国に比べても著しく立ち遅れていることは大変残念である。女性の政治参画率は国も地方も低い状態が続いており、衆議院における女性議員比率が9.3%と、世界193か国中156位のきわめて低い状況にある。 政治の分野においても女性がもっと参画することで、政治の幅が広がり、より広く民意が政治に反映される。女性のさらなる政治参画は日本のより良い社会づくりのためには欠かせない。 私たちは「Qの会を応援する鳥取」のメンバーであり「クオータ制を推進する会（Qの会：赤松良子会長 元文部大臣）」と共に2015年より女性の政治参画推進活動に取り組んでいる。 2015年国会会期中に超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が発足し、女性の議員を増やすための法案が取りまとめられ公表され、法案は各党持ち帰り議論をすることとなった。Qの会は国会での要請活動や地方の活動に力を入れてきた。そこで「Qの会を応援する鳥取」は県内9つの賛同団体と約370名の方の賛同者を募り、2015年12月に鳥取県選出国会議員の皆様に「政治分野における男女共同参画を進める法整備」を要請した。 昨年5月にはQの会のメンバーは東京において石破地方創生担当大臣（当時）と面談し、同法案の成立に向けて努力することをお約束いただいた。 その後、議論はスタートし、紆余曲折はありながらも、昨年5月には議員立法で民進党、社民党、生活の党、共産党の野党が、また、昨年末12月には自民党、公明党、日本維新の会の3党が法案を提出した。昨年の臨時国会では時間切れで継続審議となったが、これらは政治分野での男女共同参画を進める理念を示すもので両案に大きな相違はない。私たちは、ぜひ今国会で法案をまとめ、成立させていただきたいと望んでいる。 鳥取県は東北大学の調査で男女共同参画日本一とされ、また女性のストレスが日本一少ない県であるなど、男女共同参画の先進県でもある。 ぜひとも鳥取県議会においても、この法案の趣旨を理解いただき、今国会で成立するように県民の代表として国会に働きか	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		けていただくようお願いする。 ▶陳情趣旨 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（案）」の今国会での成立を求める意見書を国会に提出すること。		
29 年－ 8 (29. 2. 22)	総 務	「テロ等組織犯罪準備罪」（共謀罪）法案を提出しないことを求める意見書の提出について ▶陳情理由 今国会において、「テロ等組織犯罪準備罪」法案が提出されようとしている。 2020 年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を口実に、実際の犯罪行為がなくても、話合いや相談、計画をただで犯罪とみなされるのではないかと、私たちは大変不安に思っている。 政府は、「国際組織犯罪防止条約の批准のためにこの法案が必要」と言っている。しかし、その条約の目的は、経済犯罪の防止であり、「テロ対策」は含まれていない。また、「テロ対策」に関しては、テロ防止に関する条約が世界で 13 本つくられ、日本も締結しており、すでに対応できる法律もある。 本来、実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を処罰しないというのが、日本の刑法の大原則である。ところが、「テロ等組織犯罪準備罪」は、「テロ対策」を装いながら、一般市民が何の犯罪行為もしていないのに、話し合ったり、相談したりしただけで、犯罪と決めつけられる。つまり、内心までが罰せられることになる。それは、過去三回にわたり国会に提出されながら廃案となった「共謀罪」とほぼ同じ内容である。 捜査機関の裁量次第で、誰もが突然「組織的犯罪集団」と決めつけられる可能性があり、日常生活が監視され、介入されて、自由にモノも言えない社会になることを大変危惧している。そのような社会になれば、私たちは、子どもたちを安心して育てることはできない。 子どもたちの未来のために、基本的人権の理念に反する「テ	安保関連法に反対するママの会@とっとり	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		ロ等組織犯罪準備罪」(共謀罪)法案の提出を断念するよう、国に意見書を提出していただきたい。 ▶陳情趣旨 「テロ等組織犯罪準備罪」(共謀罪)法案を提出しないことを国に求める意見書を提出すること。		
29年－9 (29. 2. 22)	総務	テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する意見書の提出について ▶陳情理由 安倍政権は、2020年の東京オリンピックなどに対する「テロ対策」を名目に、いわゆる共謀罪を通常国会に提出しようとしている。 政府は、「共謀罪」の名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、テロ対策のために「国際組織犯罪防止条約の批准に共謀罪が必要」と言う。この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるための条約で、日本弁護士会は公式な見解でこの条約を批准するための立法は各種整備されており、新たな立法は必要ないとしている。具体的には、予備罪が35、準備罪が6あり、さらに共謀罪が13、陰謀罪が8、合計62の主要重大犯罪について、未遂に至らない段階で処罰することが可能な立法が既に存在しており、そこには組織犯罪に関連する重大犯罪も含まれている。また、判例上も、予備罪と合わせて未遂以前も広範な行為を処罰できる法体制が整っていると指摘している。 また、テロ関連条約も13本を批准しており、そこでも、未遂に至らない段階から処罰できる国内の法律が整っているとしている。つまり、国際的なレベルや要請から見ても、日本に特段新たな「共謀罪」が求められる状況にはない。 安倍政権が提出しようとしている「共謀罪」は国民の強い反対で過去3度、廃案となった法律とほとんど同じものである。テロとは関係のない公職選挙法や道路交通法を含め、広く市民生活にかかわる犯罪も含め600もの犯罪を「共謀罪」の対象とすることは、市民生活を萎縮させる。犯罪を犯した者を罰する	憲法改悪反対鳥取県共同センター	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		という刑法の基本理念を根底から覆し、憲法が保障する市民の表現、思想、内心の自由を大きく侵害し、監視社会へつながるものである。 私たちは、憲法の基本的人権の擁護という理念から大きく逸脱した、「共謀罪」の創設に反対する意見書を提出していただくよう陳情する。 ▶陳情趣旨 1. テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する意見書を国に提出していただきたい。		
--	--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29年－2 (28.12.15)	福祉保健	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR整備推進法）の廃止を求める意見書の提出並びにギャンブル依存症対策の推進について ▶陳情理由 （１）前文 12月15日未明、わずか約6時間の衆院本会議審議で、様々な問題をはらむカジノを認め、刑法で禁じられる賭博の例外扱いにしようとする特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案、いわゆる統合型リゾート施設（IR）整備推進法案が、衆院本会議で自民党、公明党、日本維新の会などの賛成多数で可決された。 今回、与党公明党は党議拘束をはずして自主投票にし、与党の中でも反対者がいたようである。今回のような議員立法については、本来、丁寧な立法手続を踏み、各党間の合意形成を図るのが必要であるところ、国民の命と生存権に関わる重大な安保法や年金カット法に続き、一部政党に対しては、参院における修正案が事前に知らされないまま採決が行われたことなど、今回も強引に採決に持ち込んだ手法は誠に遺憾であり、数の論理を頼った横暴であると断じなければならない。 （２）カジノの問題点 カジノの合法化には、多くの課題が指摘されている。反社会的勢力の関与や、ギャンブル依存症者による自殺の増加、青少年への悪影響などだ。「美しい国」を作る成長戦略が、常道たるべき企業の当期利益成長によるものではなく、深刻な副作用を伴うカジノに頼る成長戦略であることは、それこそ「博打」であると言わざるをえない。 カジノの経済効果についても、一定の観光客の増加はありうる一方で、それはカジノ関連事業や、その周辺産業にしか恩恵をもたらさず、鳥取県民やその他国民にも、なんら好影響をも	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		たらない。東アジアではカジノが乱立し、市場が飽和状態にあるとの厳しい見方がある。 刑法第 185 条には、「賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。」との定めがある。賭博や富くじは、偶然の事情によって決定される勝敗に、財物を賭けて勝負することをいい、まさに、刑法で禁じられる、一攫千金を狙うギャンブルである（大判大 3・10・7 刑録 20・1816）。これが社会に蔓延する場合、国民の射幸心が助長され、怠惰浪費の弊風が生まれる可能性があり、勤労の美風が損なわれる。これが、本法における保護法益で有り、賭博や富くじが、個人の財産の任意的処分であっても、これを犯罪として処罰する必要があると解されている（最大判 25・11・22 刑集 4・11・2380 ほか）。 賭博場の開帳とは、自らが主宰者となって、その支配のもとで賭博をさせる場所を開設する行為であり（大判昭 7・4・12 刑集 11・367）、これを国が主宰者となて行うことは、国が刑法上の構成要件該当行為を積極的に行うものである。 仮に、目的の公益性があったとしても、公益性があれば国民の射幸心は消えるのだろうか。どうやって違法性阻却するのだろうか。すでに国は、農林水産業の振興のためとして特別法を制定して競馬を主宰し、これはクレジットカードで馬券購入できるようである。また、その他にもスポーツ振興の名目で競艇、競輪、オートレース、t o t o くじ、B I G なども行っており、各地にはパチンコ遊技場が点在し、もともと日本にはギャンブル場所が多く備わっているところ、刑法上の賭博罪とこれらとの整合性は疑問視されなければならない。 厚労省の調査によれば、日本国内のギャンブル依存者（病的賭博者）は国内に 560 万人いると推計されている。人口の約 5 % で、とりわけ成人男性の割合が約 9.6 %。生活保護費を使ったり、そのために借金すること、ヤミ金に手を出すことなどの問題が指摘されている。 依存症対策や、これら法律上の問題をクリアにすることなく、法律を通してしまったことは拙速であると断じなければなら	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		い。 ▶陳情趣旨 統合型リゾート施設（IR）整備推進法は、刑法上の賭博罪との整合性がなく、依存症患者を生むことが懸念され、治安悪化も懸念される。県議会として、国に対し、本法の廃止を求める意見書を提出すること。 また、県の福祉保健部ないし生活環境部などの関係部局においても、ギャンブル依存症への対策（カウンセリングの窓口設置や治療など）を積極的に推進してほしい。		
29 年－ 5 (29. 1. 30)	福祉保健	いわゆる整体・リフレクソロジー等に係る事業所における医師法等の遵守徹底及び国に対し関係法令・ガイドラインの整備を求める意見書の提出について ▶陳情理由 あんま、針、灸による人体への施術・治療については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条の3に基づき、それぞれ国家試験が行われ、その安全性や専門技術が担保されるよう制度設計がなされているところである。 一方、昨今、街中では60分2980円といった比較的安価な価格による整体やリフレクソロジー（主に足の裏の特定部位を押せば体の特定部位に変化が起こるという東洋医学の考えに基づき、疲労の改善などを図る民間療法をいう。）が多く存在し、彼らは社内的な研修制度はあるものの、無資格で行っている実態がある。筋骨神経など、作業療法士、理学療法士、医師、看護師には備わっている知識が無いまま行われ、また、代謝、臓器機関などに関する知識も欠如ないし不足したまま、「ここは心臓です。胃が悪い、腸が悪い。ここは胃腸にいい。」「目が疲れている。ここは目に効く」などと発言しながら「施術」をなすケースも多分に見受けられ、これらは「悪い」箇所を発見し、それに対して治療を行うという、本来医師法等によって禁止がなされるべき、無資格者による治療行為であるというべき事態も存在している。また、マッサージにはアロマオイルなども用	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		いられるところ、治療の際に「〇〇に効く」などと発言しながらそれを用いることは、法律に違反する危険性も出てくる。 被治療者が安心して医学的知見に基づき治療を受けるためには、(ちょうど薬剤師の下位資格として登録販売者が置かれ、第3類及び第2類の医薬品を薬剤師等の監督のもとで販売できるとされたのと同様に) これら無資格者に対する研修制度が必要であるはずである。 実際、国民生活センターによれば、マッサージなどを受けて「ろっ骨が折れた」といった相談や「腰をまっすぐにできないほど痛くなってしまった」という相談が、2007年度以降の5年間で825件も寄せられている。その半数近くが整体やカイロプラクティックでの施術だったそうである。 県において、これら整体・マッサージ等における表示の実態を調査し、問題があれば是正を指導し、さらに国に対し、これらの問題について法律やガイドライン等の策定を求める意見書の提出をお願いしたい。加えて、消費生活センターにおいては、消費者に対する啓発活動も行っていたきたい。 ▶陳情趣旨 (1) 県において、いわゆる整体・リフレクソロジーにおいて、医師法等の違反行為はないか実態を調査し、問題があれば是正を指導すること。 (2) 仮に問題がなくても、各事業所に対し関係法令の遵守を求める通知を行うこと。 (3) 国に対し、整体・リフレクソロジー・カイロプラクティックなどの民間療法に係る法制度又はガイドラインの整備を求める意見書を提出すること。さらに、消費生活センターにおいては、消費者に対する啓発活動も行うこと。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 3 (28. 12. 15)	地域振興	オスプレイの墜落に抗議する意見書の提出について ▶陳情理由 米軍普天間飛行場に所属するオスプレイが沖縄県沖に墜落し大破する事件が起きた。オスプレイについてはかねてから関係自治体が反対していたにも関わらず、結局配備され、このように県民の不安と安全を無視した対応がこのたびの事故につながったものである。今回の事故は空中給油中に起きたとの声がある。空中給油は、実際の映像を見れば分かるが、とんでもなく繊細な技術が要求される、極めて難易度の高いものである。少しでも間違えば住民への被害もあったかもしれない。これに反対・抗議する意見書の提出を賜りたい。なお、外交や防衛は国の専権事項との答弁も聞こえてきそうなので、念のため、あらかじめ反論する。 外交や防衛が国の専権事項というのは、「〇〇県が外国と条約を結ぶ」とか、「〇〇市が自前の武装力を持つ」ということを排して国として、一体的な外交政策や防衛政策をとろうとの趣旨に出たものであって、国の裁量で何でも決め、住民や地方がそれに従わなければならないと解されるものではない。 一方、地方自治法第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とあるところ、住民の生命や財産、自由等に関わることであれば意見を表明すべき立場にあると言える。 例えば、「全ての核兵器の廃絶」を採択した自治体があることから、これは明らかである。 部隊配備による住民生活や環境への影響、住民の安全確保、有事における住民の避難態勢など、地域にとっては大変に切実なものであり、地方議会としても、国の言いなりではなく、これに物申していくことが必要である。 地方自治法も「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように」と言及しているものである。	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		主権が最終的には国民に属する（国民主権の権力的契機）ことから、民意を上げていくことが必要である（アメリカのハワイの歴史的遺跡の周辺では、オスプレイの飛行が禁止されている所もある）。 沖縄県の安慶田副知事（当時）が今回の墜落に抗議したところ、在沖米軍トップは、「パイロットは住宅、住民に被害を与えなかった。むしろ感謝されるべき」と言ったと朝日新聞は報じている。こんなことが許されていいはずもなく、断固として争うべきである。 鳥取にもKC-46Aという空中給油・輸送機の配備が計画されており、他人事ではない。 ▶陳情趣旨 オスプレイの配属に反対する意見書を国に提出し、このたびの墜落に抗議すること。		
29年－4 (29.1.19)	地域振興	沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書の提出について ▶陳情理由 国の安全保障は、地域、自治体の協力なしには成り立たず、また、地域に住む人々の安全を脅かすものであってはならないことから、国には地方自治を尊重する義務があると考えます。 今日の沖縄をめぐる米軍基地問題において、沖縄県民の意思を無視した安倍政権による辺野古新基地建設・高江ヘリパッド建設の強行は、日本国憲法で保障された「地方自治」の危機と言わざるを得ない。 地方自治体を国の都合で一方的に従わせるような政策は、地方自治の理念を損なうものである。地方の同意なしには、国の発展も国民の幸福もない。 国の政策と地方自治体住民の意思との間に溝が生じたときこそ、政府は地方自治の原則に立ち、自治体を代表する首長との真摯な話し合いを通じて、住民意思と国家政策の間の溝を埋めることに努める必要がある。 私たちは、日本の平和と民主主義、地方自治を守り発展させる立場から、「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府	鳥取県労働組合総連合	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		に求める意見書」を貴議会において採択していただくよう陳情する。 ▶陳情趣旨 一、沖縄の民意を真摯に受け止め、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、住民自治と団体自治を柱とする地方自治を堅持することを求める「沖縄の声に共鳴して地方自治の堅持を日本政府に求める意見書」を関係行政庁に提出してほしい。		
29 年－ 6 (29. 2. 7)	警 察	県警における職務規律の維持と、各所属に対し県民への誓いの遵守徹底を求めること等について ▶陳情理由 すでに報道されているように、鳥取県警の巡査部長が、平成 28 年度の公務員採用試験で特定の受験者を合格させるため、試験関係者の知人に品物を送ったとして、同人が昨年 12 月 12 日付で減給 10 分の 1（3 ヶ月）の懲戒処分を受けていたことがマスコミからの情報公開請求で分かった。 県警監察課によると、巡査部長は知人に品物を送ったことを認めているという。これは、刑法第 198 条に規定される贈賄罪に当たる疑いがある。県警は「発表の基準を満たしていない。」として、氏名や所属、送った品物の内容を隠蔽している。 さらに、暴力団組員から飲食の提供を受けていたとして、巡査が本部長注意処分となっていたことも判明。県警は、この事実も隠蔽していた。また、警部が無断欠勤、失踪をし、無届で旅行。警察手帳の紛失と枚挙に暇がない。 警察手帳は、学生手帳とは違う。警察法第 68 条第 1 項及び同施行令第 9 条第 1 項で警察官に貸与することが定められ、取扱いを慎重にしなければならない。また、常時携帯義務が課され、着ている衣服に紛失防止紐で常につなぐ必要もある。さらに、職務を行うに当たり、警察官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない（警察手帳規則第 5 条）。それは、警察官の職務が本来的に人々の権利を制限し、義務を課するところ由来し、警察手帳を提示することで、その行為の適正性を推定させ、もって国民の権利を保護し、	個人 (倉吉市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		警察行政に対する国民の信頼を確保することにある。 上記の数々の不祥事について、私は深い憤りを持って見ていた。多分、これについては議員の皆様にも、怒りと問題意識を共有していただけるものと思う。 まず、どうしてこのような重大な事案が、発覚後ただちに公表されなかったのか。県警は、本件を「職務に関することではな」かったから公表しなかったと説明している（新聞記事より）が、これは認識の誤りである。 まず、公務員採用試験における口利きについては、仮にそれが警察署の外で、私服で、非番のもとで行われたのだとしても、自身の公務員（巡査部長）としての立場、コネを利用したもので、全体の奉仕者（日本国憲法第 15 条）であることを忘れた恥すべき行為であり、また、試験関係者（相手方）についても、仮に試験の結果に影響を及ぼさなかったのだとしても、自己の地位を利用して品物を受領しているのは問題である。 また、組員からの飲食の提供、便宜供与については、県は鳥取県暴力団排除条例第 3 条により「暴力団を利用しない」とこととされ、第 7 条により「県は、県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団事務所が開設（中略）をされないよう必要な措置を講ずる」はずであるのに、そこに出入りをするとは何事であろうか。 そして、鳥取県職員服務規程にも次のようにある。「職員は、法令、条例、規則その他の規程を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に従い、公正に職務を遂行しなければならない。」（第 4 条第 1 項）、「職員は、県民全体の奉仕者であるという責務を常に自覚し、県民の不信と疑惑を招くことのないよう心がけ、県民の信頼にこたえるよう行動しなければならない。」（同条第 2 項）、「職員は、職員に対する県民の信頼を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」（同条第 3 項）、「職員は、職務遂行の公正さを疑われるような供応接待又は利益の供与を受けてはならない。」（第 5 条）。 また、県警における事案公表については、警察庁における通達（警察庁長官官房長丙人発第 152 号）の例による形で、確かに「私的な行為」の場合では停職以上の処分の場合に公表されることがなっているが、その他「国民の信頼を確保するため適当であると認められる」場合は、発表を行うこととされている	
--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		ので、減給でも発表を行うことは当然にできる。本件のように、贈収賄や暴力団事務所の出入り、便宜供与などの重大な事案について、減給や本部長注意というのは、身内に対する処分の甘さもさることながら、事案の公表を行わないとした県警の対応は不適切であって許されない。 ▶陳情趣旨 以下の事項について、県警に係る予算の議決権を握る県議会として、地方自治法第125条の規定により、県執行部に対し求め、本件事案の発生について県警に抗議し、再発防止を要請すること。 (1) 県警において、贈収賄や暴力団事務所への出入りなど、県民の不信と疑惑を招くようなことは厳につつしみ、報道のような事件が再発されることのなきよう、服務規律の維持について、各所属に対して周知徹底を行うこと。 (2) 県警における不祥事公表の基準について再検討を行い、県民の知る権利を担保し、もってひらかれた鳥取県警を実現すること。 (3) 鳥取県庁県民課及び人事企画課並びに鳥取県警広報県民課及び監察課において、県民への誓い5項目が遵守徹底されるように、再度徹底を図ること（なお、これはあくまで例示であって、正当な権限を持つ担当部局において処理いただきたい。）。		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

